

## 「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望

平成23年3月31日  
日本商工会議所

去る3月11日に発生した「東日本大震災」は、巨大な津波を伴い、沿海部を壊滅的に破壊するとともに、東北から関東にわたる広い範囲に、甚大な被害をもたらした。地震、津波、原発事故の同時発生により、三重苦の災害となっており、特に原発事故は、未だ収束の見通しが立たず、国民不安が強まっている。大震災により、多くの国民の生命・財産が失われ、地域経済と雇用を支える中小企業をはじめ事業者も多大な被害をこうむっている。

今回の大震災は、阪神・淡路大震災を大幅に超える被害の大きさ、範囲の広さのみならず、質的にも、過去の震災と大きく異なっている。津波によりコミュニティ全体が根こそぎ消滅しており、そうした地域においては、単なる企業やインフラの復旧ではなく、広範に、地域全体を新たに作り直さなければならない事態となっている。また、中小企業の中には、廃業の決断を迫られている者も多く、再生に向け、残された時間は少なくなっている。被災者の生活支援と中小企業への支援に一体的に取り組む必要がある。

震災対策にあたっては、20兆円を超えると言われる被害の大きさとその特徴を踏まえ、阪神・淡路大震災時を大幅に超える支援を、大胆、強力かつ迅速に進めていくことが重要である。

日本商工会議所では、以下の考え方による復旧・復興への強力的な取り組みを強く期待する。

### 記

#### 1. 復興に対する基本方針の早急なとりまとめを

復旧・復興が遅れるならば、日本の国力の低下をもたらしかねない。政府におかれては、今回の大震災の特徴を踏まえ、これまでにない新たな発想に基づき、将来にわたる復興の道筋をはじめとする復興への基本方針を早急にとりまとめるとともに、県や地元自治体による復興計画の策定、推進について、全面的に支援すべきである。また、被災者や被災した中小企業をはじめ事業者が、公的支援をどこまで受けられるのか、その範囲と枠組みを早期に示すことが必要である。国が、これまでの慣例や制度を超えて、ギリギリまで支援の手を差し伸べることが、極めて重要である。

#### 2. 阪神・淡路大震災時を上回る大規模かつ短期集中的な予算投入を

復旧・復興にあたっては、20兆円を超える被害に見合った、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る、大規模な予算の投入が不可欠である。また、3年以内で復興するとの強い方針のもと、短期集中的に復旧・復興を進めることが必要である。これら予算の投入に当たっては、被災地域の自治体の疲弊を十分考慮し、国費を中心に、対策を講じていかなければならない。

財源確保については、まずは、厳しい財政状況の中で、子ども手当、高速道路の

無料化など、あらゆる政策を見直し、選択と集中による大幅な予算の組み替えを行うべきである。不足する財源は、大震災で大きな影響を受けているわが国経済の動向に十分留意しつつ、税制措置により、安定的に確保することが必要である。法人税引き下げなど平成23年度税制改正で講じる予定の措置を当面棚上げし、平成24年度以降、復興税として消費税増税を行うことについては、十分な復興資金を確保するとともに、国民が広くその負担を分かち合うとの観点から、やむを得ないものとする。

### 3. 新しい地域社会の形成を

何よりも、失われた生活と道路、堤防、港湾、鉄道等のインフラ（被災地域の高速道路無料化を含む）をはじめとする社会基盤、産業基盤を早期に復活させることが、緊急の課題である。

その上で、深刻な被害を受けた東北・関東地域の復興を、新しい地域経済・社会を形成していくものと位置づけて、進めていくことが重要である。その際、地方自治体、商工会議所、住民など地域を構成する者が、将来を見据え、自らの地域のあり方を議論していくことが不可欠である。

産業集積となっている自動車部品や精密機械をはじめとする事業者の中には、事業の再開が極めて厳しい状況に直面している者が多く見られる。また、農業や漁業についても、単独での事業継続をあきらめる者も出てきている。復興にあたっては、単に原状の復帰や一企業の再建ではなく、地域全体の再生を通じて、産業や中小企業をはじめ事業者の回復と、他地域への流出の抑制を図っていかねばならない。

さらに、地域としての復興の早期化を図るため、税制の特例を含む「復興特区制度」を創設することが必要である。

このような地域やコミュニティの形成を通じて新たなまちづくりを進めるため、土地利用や都市計画をはじめ必要な法的枠組みの整備も不可欠である。

### 4. 過去最大級の金融支援等中小企業の再生を早急に

地域経済と雇用を支えてきた中小企業の再生に、全力を注がなければならない。中小企業は、大震災による直接的な被害のみならず、風評など間接被害の影響も大きく受けており、規模と質において過去に例を見ない支援が不可欠である。また、被災者の生活支援とも一体的に取り組む必要がある。

甚大な被害を受けた中小企業に対しては、納税の免除をはじめ、既往債務の金利免除や追加の無利子融資をはじめとするリーマン・ショック時を超える過去最大級の金融支援（リーマン・ショック時の金融支援は57兆円）、がれき撤去等事業再開支援、風評被害・間接被害への支援などの措置を、強力に講じることが必要である。

また、地域金融機関が、中小企業の金融支援に万全な対応を図るという自らの機能を確実に果たすための基盤強化の枠組みを、早急に講じるべきである。

### 5. 「復興庁」（仮称）創設により、地域が主体となった復興のための強力な対策を

地震の被害は極めて広域に及んでおり、行政機能を喪失した地域もある。複数の県域にわたる被災地域が主体となった復興を進めていくための対策を講じていくためには、各自治体と緊密な連携を図りつつ、復旧・復興の企画立案、執行、予算配分等について強力な権限を有する「復興庁」（仮称）を時限で被災地域に組織し、省

庁の縦割りを排し、効果的・効率的な支援を行う体制を構築することが必要である。

## 6. 福島第一原子力発電所事故の早期収束を

福島第一原子力発電所の事故については、何よりも事態の早期収束が不可欠である。放射能による被害を最小限にとどめ、被災者はもとより、国民の不安を払拭しなければならない。放射性物質の封じ込めと収束プロセスを、現在実施中の対策を含めて、可能な限り早期に国民に提示し、わかりやすく、明確な説明、情報提供のもとに、国民の理解を得ることが重要である。

特に、原発事故に関する風評被害については、事態が長期化すれば、さらに拡大するおそれがあり、特段の措置が必要である。すでに風評被害が生じていることを踏まえ、積極的な情報発信に最善を尽くして、国内はもとより、海外においても、その防止を図る必要がある。

## 7. 電力不足問題に最大限の対応を

電力不足問題は、国民生活や経済に深刻な影響を与えている。電力不足が危機的状況となる夏季までに、あらゆる手段を講じて、電力供給力の拡大を図らなければならない。

また、国民生活や経済への影響を最小限にするため、一層の節電と、使用最大電力の制限も含め、業界や地域単位でのきめ細かい対応による電力需要の分散化に取り組まなければならない。商工会議所として、会員企業をあげて、節電にとどまらず、需要の分散化に全面的に協力していくこととしている。

## 8. 政治が結集し、強いリーダーシップを

大震災からの復旧・復興に、あらゆる政策を総動員し、迅速に対処していかなければ、わが国の将来はない。日本が再び繁栄の道を歩み始めることができるのか、あるいは、このまま衰退の一途をたどるのか、わが国は重大な岐路に直面している。今こそ、党派を超えて政治が結集し、迅速な復旧・復興対策の実行とその裏付けとなる安定的な財源確保に向け、強いリーダーシップを発揮すべきである。

それによって、国民・経済界が一致団結し、復旧・復興に向けて力強く進んでいくことができるものと確信する。

日本商工会議所では、復旧・復興にあたり、上記の基本的な考え方のもと、被災地域の商工会議所の要望を踏まえ、当面必要と思われる事項について、別添のとおり、強く要望する。同時に、日本商工会議所と各地商工会議所は、被災地域の復興はもとより、日本経済の再生に向け、あらゆる努力を行う覚悟である。

なお、未曾有の危機から立ち上がるために、被災地外の地域において、経済活動や地域活性化にこれまで以上に取り組んでいくことが重要である。各地域の経済の活力ある成長に向けた取り組みが、引いては、被災地域に対する強い支援になり得るものとする。

以上

## 当面の具体的な要望事項

平成23年3月31日  
日本商工会議所

「東日本大震災」による被災者および被災した事業者の復旧・復興支援として、以下に掲げる措置をはじめ、阪神・淡路大震災の際に特別立法により講じられた施策を大幅に超える支援を、過去の枠にとらわれず、大胆、強力かつ迅速に講じられたい。

### I. 新しい地域社会の形成に向けて

#### 1. インフラ整備等

##### (1) 復興ビジョンの実現に向けた「災害復興支援交付金制度」の創設

被災地域が県境を越え一体となって策定する復興ビジョンを実現するため、自治体が自らの判断で民間支援を行えるよう「災害復興支援交付金制度」を創設する。

##### (2) インフラ整備の促進等

地域の復旧・復興を実現するためにも、道路、鉄道、港湾、空港、堤防等の社会・産業基盤を早急に整備する。

##### (3) 燃料の確保

地域の復旧作業はもとより、住民の生活や経済活動を行ううえで不可欠なガソリン、軽油、灯油、重油等は、被災地では今でも不足しており、更なる安定供給を支援する。

##### (4) 災害に強い新たなまちづくりの推進

災害に強く少子高齢社会に対応し、コンパクトシティの形成や地域コミュニティの強化に資する、新たな考えに基づくまちづくりを推進するため、土地利用や都市計画等の法的支援を行う。

##### (5) 地元事業者の優先発注と被災地域の物産の販売促進

被災地域の復旧・復興事業に関し、地元事業者への優先発注を徹底するとともに、被災地域の物産の販売促進を支援する。

##### (6) 東北、常磐自動車道等の料金無料化

東北自動車道、三陸・常磐自動車道など東北域内の高速道路料金を無料化する。

#### 2. 事業再開・新たな再生への支援

##### (1) 事業用敷地内における災害廃棄物の撤去に対する国の支援

事業再開・新たな再生への支援の喫緊の課題である、敷地内のがれき等災害廃棄物の撤去・処理について、自治体は、早急に撤去・処理を図る。国は、独自で撤去等を行った事業者の費用を負担する制度を創設する。

##### (2) 被災事業者の工場、店舗、事務所等の建物や設備に関する支援

事業に不可欠な工場、店舗、設備、事務所等の再生（補修・建設・購入等）への公的補助（復旧に限らず、新たな再生に向けた支援も含む）等を行う。

##### (3) 自治体、第三セクターによる仮設工場・店舗設置への補助

自治体や第三セクターによる被災地の事業者向けの仮設工場・店舗等の設置を早急

に進めるべく、設置する自治体等への補助制度を創設する。

**(4) 事業協同組合等が行う地域の共同施設復旧への補助**

事業協同組合等の組織が行う商店街のアーケードやカラー舗装、組合事務所等の共同施設への補修、復旧に対する補助を講じる。

**(5) 人材の確保や部品調達等への支援**

被災地域の企業における人材の確保や部品調達等に対するマッチング等ソフト面での支援を行う。

**(6) 地域の中核となっている産業・企業への強力な支援**

企業の安定的な生産体制の確立のため、広い裾野を有する中小企業に限らず地域に必要な産業や中堅・中小企業等の復興の向けて強力な支援を行う。

**(7) 下請け中小企業の工業団地等への早期移転の支援**

中核企業を支える取引先中小企業の近隣工場団地等への早期の促進を強力に行う。

**3. 復興特区の創設**

上記「2.」の事業再開・新たな再生への支援を集中的に行うため、被災地域に税制面（法人税、固定資産税等の減免）、雇用面（雇用促進の助成措置）等思い切ったインセンティブを備えた復興特区を創設し、地域の核となる企業・産業の再建・立地を促すとともに、新産業の誘致と雇用の促進を図る。

**4. 被災者生活支援**

**(1) 災害廃棄物の撤去等**

大津波等による損壊家屋や自動車等の膨大な量の災害廃棄物の早急な撤去ならびに津波被害を受けた低平地の早急な排水につき、国の全面的な支援を図る。

**(2) 被災者の生活再建への支援**

被災者の住宅の確保、ライフライン（電力、ガス、通信、上下水道等）の早期復旧、医療、教育体制の整備、被災者生活再建支援金の拡充・支給等、早急な被災者の生活支援に万全を期す。

**5. 被災事業者等の事業再開および再生の円滑化に向けた経済法令関係整備**

**(1) 罹災地に登記上の本社が所在する会社に関する特別措置（会社法）**

定時株主総会の開催の延期等を可能にする措置、取締役会の書面・電子開催を可能にする措置、震災に伴う緊急措置につき役員の実任を免除・限定する措置等を講じる必要がある。

**(2) 罹災地の債権債務関係に関する特別措置（民法）**

時効障害消滅時期の画一化、指名債権譲渡通知の公示送達、貸金等根保証の特別解約権（工場・自宅罹災の場合）に関する措置を講じる。

**(3) 罹災地の破産等手続に関する特別措置（破産法等）**

被災者の手元財産の保護のため、自由財産の上限引き上げ（99万円→200万円）や預金債権の自由財産への繰り入れ（200万円未満）、罹災地特定自由財産制度における対象の拡大（自動車、ストーブ、電話等必需品）を講じるとともに、小規模個人再生の上限引き上げ（5000万円→1億円）を図る。

## 6. 被災地域における商工会議所等経済団体に対する支援

### (1) 被災地域における商工会議所等、地域支援、経営支援機能をもつ経済団体への事業機能の維持・整備のための支援

- ①被災地域の商工会議所における小規模企業等に対する相談・指導体制強化のための助成等の支援
- ②被災地域の商工会議所会館等の建て替え・大規模改修に向けた補助金、税制優遇、指定寄附の指定等の特段の支援

### (2) 被災した商工会議所に対する商工会議所法上の特別措置等

- ①被害が大きい商工会議所が再建するまでの間、商工会議所法における法定台帳、議員総会、報告をはじめとする規定（第10条、第38条、第39条、第40条、第45条第1項、第45条第3項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第3項、第52条第1項、第57条）の免除
- ②商工会議所等の機能・組織・財政基盤の強化に向けた寄附金の優遇措置

## II. 中小企業の再生に向けて

### 1. 被災中小事業者等への納税免除および還付、社会保険料の免除等

#### (1) 納税免除および還付

- ①法人税、所得税、固定資産税等国税・地方税の納税免除
- ②被災中小事業者等の3年間の繰戻し還付

#### (2) 社会保険料、労働保険料、子ども手当拠出金の免除

- ①事業主、本人負担免除の特例措置（医療、年金、介護、雇用保険、労災保険、子ども手当）。年金および雇用保険は、免除期間中も保険料納付したものとみなす
- ②給与が低下した場合の標準報酬月額改定の特例（医療、年金、介護、子ども手当）

### 2. リーマン・ショック時（57兆円）を超える過去最大級の金融支援

- (1) 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務について、金融機関に利息を含む一定期間の返済猶予を行わせる特例措置
- (2) 地域金融機関が中小企業の金融支援に万全を図るという自らの機能を確実に果たすための特例措置（経営責任を問わない形での一律の基盤強化）
- (3) 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務に係る一定期間の金利免除（利子補給を含む）
- (4) 無担保・無保証・無利子（利子補給を含む）融資制度の創設（間接被害も対象）
- (5) 公的金融機関による貸付の大幅な拡充・要件緩和

日本政策金融公庫の災害復旧貸付および商工中金の危機対応業務（損害担保付貸出等）の事業規模の大幅な拡充（リーマン・ショック時の21兆円以上）、間接被害（風評被害、計画停電を含む）への幅広い適用、貸付限度額の拡大（別枠で10億円）、貸付条件の緩和（貸付期間の延長、優遇金利の引き下げおよび優遇対象上限額の拡大）を図る。

### **(6) 「災害関係保証」のセーフティネット保証との別枠での設定**

災害関係保証については、セーフティネット保証とは別枠で設定するとともに認定要件の緩和（直接被害はもとより、風評被害、計画停電を含め間接被害も対象）、直接被害を受けた中小企業への保証料の免除を図る。

### **(7) マル経融資制度の拡充**

被災小規模事業者に対する融資限度額の拡大（設備資金枠と運転資金枠に分け、各々上限額を1,500万円とする）、据置期間の延長（5年）、貸付期間の延長（設備資金15年、運転資金10年）、適用金利の大幅な引下げ（現行金利マイナス0.9%以上）、書類・手続きの大幅な簡素化による借換の促進を図る。

### **(8) 中小企業倒産防止共済の共済金貸付限度額の引上げ・貸付期間の延長**

### **(9) 未決済手形・小切手の決済猶予措置の当面の継続、同振出人および受取人に対する超低利の決済資金貸付制度の創設**

## **3. 被災地域における雇用安定と失業者のための雇用機会の確保**

### **(1) 雇用調整助成金の支給要件緩和・拡充**

- ①生産指標の確認期間の短縮（3か月⇒1か月）（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域に限らず、間接被害を受けた者まで対象とする。）
- ②対象被保険者の拡大措置の継続（雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満である者を、平成23年7月以降も対象とする。）
- ③手続きの簡素化・迅速化、手続きを行うことが困難な地域における代行制度の創設

### **(2) 復旧・復興事業等による被災地失業者の雇用創出対策**

- ①地域の復興ニーズを反映した復興支援緊急雇用創出事業（仮称）の創設
- ②復旧・復興事業における被災地失業者の優先雇用、被災者雇用に対する賃金助成
- ③新卒者対策の強化に向けて、震災による内定取消者等を採用する事業主に対する新卒者就職実現プロジェクト事業等の奨励金の増額

### **(3) 被災地企業の離職者の生活安定、再就職支援**

- ①被災地企業の離職者に対する雇用保険の給付日数の延長
- ②被災地企業の離職者で雇用保険を受給できない者を対象とした「職業訓練および訓練期間中の生活支援給付制度」の利用期間の上限延長
- ③小規模事業者等に対する休業補償の創設

### **(4) 被災地企業の経営者および従業員の健康確保**

健康診断（臨時健康診断、電離放射線健康診断等）やメンタルヘルス相談等の実施および助成。

## **4. その他**

### **(1) 被災地における納付事業者の公害健康被害汚染負荷量賦課金の免除等**

### **(2) 罹災証明の申請受付と発給の簡便化・迅速化（申請受付後のみなし扱いによる迅速化等）**

## **Ⅲ. 原発事故の早期収束と復興に向けた迅速な対応**

### **1. 原発事故の早期収束**

#### **(1) 早期収束が復旧・復興の絶対条件**

関係者の懸命の努力に敬意を表するとともに、引き続きあらゆる手段を講じ、事態の早期収束に努める。

#### **(2) 屋内退避地域、周辺地域の住民への支援**

屋内退避地域および隣接する周辺地域の行方不明者の搜索、ライフラインの復旧、物資の供給、病院機能の維持等に早急に取り組む。

#### **(3) 直接的被災地への支援**

放射能汚染による直接的被災地の再生にあたっては、国の全面的な支援のもと、長期的な再生ビジョン（移転含め）の策定・推進を図る。

#### **(4) 事故収束後の住民および地域への迅速・万全な支援**

事故収束後、復旧・復興事業により失業者救済、地元企業復活を図るとともに、休業補償や操業再開に向けた金融措置、商店街への支援等を図る。

#### **(5) 避難地域、屋内退避地域および周辺地域におけるきめ細かい観測の実施と開示**

放射能汚染の状況は住民にとって極めて重要な情報であり、よりきめ細かく検査を行い開示する。

### **2. 風評被害対策および支援**

#### **(1) 風評被害の防止、風評・間接被害への支援**

①国は、正確でわかりやすい説明を国内外に積極的に情報発信する。

特に、原発地域に対する放射能偏見や風評被害が発生しないよう対応を強める。また、海外における渡航自粛やイベント中止等の過剰な対応が行われないよう働きかけを行う。

②農畜製品の生産者だけではなく、直接・間接の風評被害は工業製品や流通過程（資材、市場、小売店、輸送等）観光等広範に及んでおり、さらには水産物等にも拡大する恐れがあることから、被害を受けた事業者等に対する補償を行う。

#### **(2) 風評被害により生じた通関時の行き過ぎた対応への対策**

①国は、通関時に放射能汚染に関し、明確な基準もなく行き過ぎた対応を行う国への是正を申し入れる。

②非放射能汚染に関する証明書の政府による円滑な発給の確保、官民挙げての検査体制の拡充および検査費用の軽減措置を講じる。

### **3. 電力不足問題への対応**

#### **(1) 計画停電の見直し**

政府・東京電力は、国民や企業の声を踏まえて、徹底的な見直しを図り、分かりやすく周知する。

#### **(2) 電力供給力強化に向けた支援**

事業者による自家発電設備の導入促進や活用助成（設備購入や燃料費への助成等）を行う等、政府はあらゆる手段を講じる。



### (3) 電力需要の分散化

国民生活や経済への影響を最小限にするため、一層の節電、使用最大電力の制限も含め、業界や地域単位でのきめ細かい対応の取組みを進める。

以 上